

令和5年 12 月1日

草・剪定枝搬入事業者 様

福知山バイオマス事業協同組合  
理事長 石丸雄之助

一般廃棄物(草・剪定枝)処分料の改定について

謹啓 貴所におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、福知山バイオマスセンター固形燃料化施設の稼働におきまして、必要な電力、燃料費の高騰や資機材の調達コストの上昇が続いております。

当組合といたしましても、あらゆるコストダウンに取り組んでおりますが、従来のお取引価格を経営努力で維持することが困難となりました。

つきましては、誠に不本意ではございますが、来る令和6年4月1日より下記のとおり処分料を改定させていただきたく存じます。

貴市役所様におかれましては、何卒これらの諸事情をご賢察いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 改定時期 令和6年4月1日

2 一般廃棄物(草・剪定枝)処分料(消費税等を含む)

現行	改定額
10 kgまでごと 198 円	10 kgまでごと 205 円

以上